

福岡県在籍型出向等支援協議会構成員 各位

福岡労働局職業安定部職業安定課長
(福岡県在籍型出向等支援協議会事務局)

雇用シェア説明会及び産業雇用安定助成金の周知について（協力依頼）

本局の業務運営につきましては、日頃から御理解、御協力いただき厚く御礼申し上げます。
さて、在籍型出向制度の周知につきましては、令和3年4月7日付け事務連絡「在籍型出向制度の周知について（協力依頼）」により、御協力をお願いしているところです。

今般、在籍型出向を活用して雇用維持を図る事業主を支援する「産業雇用安定助成金」に関して、支給対象期間の拡充（1年間から2年間に延長）や出向元の支給対象労働者数の上限撤廃に加えて、新たに、出向元復帰後に出向によって得たスキル等をさらに向上させる訓練（off-JT）を実施する場合にも助成することとされました。

つきましては、当該拡充内容を広く周知するとともに、在籍型出向の活用促進を図るために、令和4年10月から12月に開催する標記説明会の開催案内リーフレットを送付させていただきますので、関係企業への周知、ホームページ・広報誌への掲載及びメルマガ配信等に御協力をお願いします。

なお、県下どこからでも参加できるようオンラインと参集型のハイブリッド形式により開催しますことを申し添えます（県外企業の参加も可能です。）。

記

1 送付するリーフレット

- 「雇用シェア」及び「産業雇用安定助成金」説明会（10～12月開催分）
※ 産業雇用安定助成金の拡充内容も説明予定
- 「産業雇用安定助成金」の改正について【拡充】
(改正内容)
 - ・ 出向労働者一人当たりの支給期間を延長（最長1年→最長2年）
 - ・ 支給対象労働者数上限を一部撤廃
 - ・ 出向復帰後の訓練（off-JT）に対する助成【新設】※ 別添電子データのとおり送付します。

2 連絡事項

上記1を大量に配布する場合は、事務局で印刷の上、別途郵送いたしますので、下記担当宛て必要部数を御連絡ください。

3 メルマガ配信用原稿

別紙原稿を送付しますので、メルマガによる配信について御協力をお願いします。

4 事務局

福岡労働局職業安定部職業安定課 本田
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1（福岡合同庁舎新館6階）
(TEL) 092-434-9801 (FAX) 092-434-9821
e-mail : honda-kenji@mhlw.go.jp

(メルマガ配信用原稿)

人材の確保・維持が必要な企業の皆様へ

「雇用シェア」及び「産業雇用安定助成金」説明会を開催します！

在籍型出向を活用して雇用維持を図る事業主を支援する産業雇用安定助成金について、支給対象期間の延長や出向元の支給対象労働者数の上限撤廃等の制度拡充が行われました。

つきましては、在籍型出向制度と同助成金を理解していただくため、産業雇用安定センター・福岡労働局・福岡県が共同で説明会を開催します。詳しくは📄

https://jsite.mhlw.go.jp/fukuoka-roudoukyoku/news_topics/event/00693.html